

仕様書

受託者は、この仕様書に基づき、委託者と協議の上、業務を誠実に実施すること。

1 業務名 市営茶山住宅倉庫機械警備業務

2 契約期間 契約締結日から令和12年3月29日まで

履行期間 令和7年3月30日から令和12年3月29日まで

3 警備対象施設 市営茶山住宅1階倉庫（下関市長門町1番1号）

4 委託業務内容

機械警備により、次に掲げる無人化警備を行う。（別図に警備対象エリア記載）ただし、機械警備による無人化警備が間に合わない期間については巡回（日中の午前・午後各1回以上）警備とし、機械警備による無人化警備が一日でも早くできるよう最大限努力すること。

- （1） 火災、盗難及び損壊行為の早期発見と拡大防止
- （2） 対象室の異常確知時における関係先への通報、連絡
- （3） 警報設備等の点検及び警備実施事項の報告

5 業務時間

（1） 警備業務の実施時間

原則として終日とする。ただし、委託者の都合により警備業務の実施時間を変更しようとする場合は、事前に受託者に通知するものとする。

（2） 実施時間内の取扱い

（ア） 委託者は、受託者が警備業務を実施中といえども、やむを得ない事情が発生した場合には臨時に警備対象施設に入場できるものとし、入場するときは、あらかじめ定められた緊急連絡方法により受託者に対して警備の中断を申し入れるものとする。

（イ） （ア）の委託者の臨時の入場中における警備は、委託者の責任において実施するものとする。

（ウ） その他の警備業務の実施時間内における取扱いの詳細は、受託者の指示する方法によるものとする。

6 警備機構

- (1) 受託者は、次のとおり警報設備等を設置し、業務を実施するものとする。
 - (ア) 警備対象施設に警報機器を設置し、警備業務実施中に、警報機器により感知される異常の有無を受託者の警備本部(以下「本部」という。)において、自動的に表示される機械設備により受知し、さらに警報機器の正常な作動を本部において確認しうるに必要な機器を設置するものとする。なお、本部との送受信については無線方式を使用すること。
 - (イ) 警報機器における感知器は、立体及び面警戒センサー・超音波センサー・熱感知器等を、委託業務内容を達成できるよう必要に応じ組み合わせ使用すること。
- (2) 送信回線は、機械警備専用回線を設置し、それに要する経費は受託者が負担する。また、次のとおり断線監視システムの採用も認める。
 - (ア) 断線監視システムの採用に係る送信機等の設置は受託者が行い、それに要する経費も受託者が負担すること。よって、断線監視システムに係る機器一式は、警報設備等と同様に受託者の所有とする。
 - (イ) 断線監視システムにおける機器の使用料金、また断線監視料金については、機器の所有者である受託者が負担するものとする。
 - (ウ) 警報設備等のセット、解除及び異常発生時の信号送出による電話料金は一般回線を使用するが、フリーダイヤルを利用するなどして受託者が負担するものとする。
 - (エ) 断線監視システムは、専用回線と同等の機能を有することを条件として採用するので、当該システムの採用により機械警備上なんら不備が生じないよう万全を期すこと。
- (3) 警備業務実施中、受託者は、管制担当員が本部に設置された機器表示盤により警備対象施設の異常の有無を間断なく監視し、警備の万全を図るものとする。

7 警備責務

- (1) 委託者の責務
 - (ア) 出入口等の施錠
 - (イ) その他、受託者との協議により定める業務上必要となる事項

(2) 受託者の責務

- (ア) 火災の早期発見、関係先への通報及び初期消火
- (イ) 警備対象施設への侵入者の発見、関係先への通報及び侵入者の排除
- (ウ) 警報設備等の保守点検

8 警報設備等の取扱い

(1) 設置工事

施工にあたっては、統一総合的に設置作業を実施するとともに、特に施設の美観を損なうことのないよう配慮すること。

(2) 警報設備等の保守点検

- (ア) 警報設備等の保守点検は、受託者の責任において実施し、警備実施事項の報告と同様、書面にて報告すること。
- (イ) 受託者は、警備対象施設に設置した警報設備等の正常な作動を維持するため、定期的に保守点検を実施し、本部において正常な作動を確認しなければならない。また、警報設備等の故障により作動に異常を生じたときは、受託者は、遅滞なく警備上の安全措置を講ずるものとする。

(3) 補修等の費用

- (ア) 警報設備等の補修又は交換に要する費用は、受託者が負担する。ただし、その原因が委託者の責に帰すべき事由によるときは、委託者が負担するものとする。
- (イ) 受託者は、警報設備等の配線の自然損耗により、業務の実施に支障が生じた場合は、受託者の費用負担で配線の補修又は取替えを行うものとする。

(4) 警報設備等の撤去

契約が終了し、又は解除されたときは、受託者は遅滞なく警備対象施設における警報設備等を撤去する。撤去に際し、受託者は、警報設備等の取付けの必要上警備対象施設に施された孔穴、その他変更部分については、一切原状回復の義務を負わないものとする。

(5) 代替警備及び業務の停止

- (ア) 受託者は、機械警備による無人化警備ができないときは、委託者と協議の上、他の警備方法により実施するものとする。ただし、受託者は、天災その他受託者の責に帰することができない事由により、

他の方法での業務を続行することができなくなったときは、その状況が継続する間業務の一部又は全部を停止し、業務に関する義務の一部又は全部を免れるものとする。この場合において、受託者は、委託者に対してその旨を遅滞なく通知するものとする。

(イ) 委託者は、相当な事由があるときは、受託者に対して業務の一部又は全部の停止を求めることができる。

(ウ) (イ)の規定により業務の一部が停止されたときにおいても、委託者は、所定の委託料を支払うものとする。ただし、業務の全部が停止された場合の業務停止期間中の委託料については、協議して定めるものとする。

(6) 警報設備等の変更

(ア) 変更の通知

契約対象物件の増改築等により、警報設備等の変更が必要なときは、委託者は、受託者に対してその日から起算して15日前までに通知するものとする。

(イ) 電源の中断等の通知

委託者が、警備業務実施時間中に必要により電源の中断等を行うときは、あらかじめ、受託者に通知するものとする。

(ウ) その他

委託者が(ア)及び(イ)の通知を怠ったため、それが原因となって生じた損害については、受託者は、その賠償の責めを負わない。

9 設置経費

業務に係る設備等の設置経費、設備費、修理、点検等は、受託者の負担とする。

10 異常時における受託者の処理

(1) 受託者の措置

受託者は、警備業務実施中警報設備により警備対象施設に異常事態が発生したことを知ったときは、直ちに適切な措置をとるとともに、詳細を委託者へ連絡しなければならない。

(2) 委託者の義務

委託者は、受託者に対して、あらかじめ緊急事態発生時における連絡方法及び連絡者を文書により通知するものとする。また、連絡者等に変更が

あるときは、その都度文書により通知するものとする。

11 警備対象施設の鍵の貸与

警備業務の実施のため、委託者は、警備対象施設の鍵を受託者に預託するものとし、受託者は、それを善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。

受託者は、契約が終了し、又は解除されたときは、遅滞なくその鍵を委託者に返還すること。

12 提出書類

(1) 受託者は、委託者に対して警備業務の状況に関する報告書（以下「業務報告書」という。）を1月ごとに提出するものとする。ただし、警備業務実施中に異常事態が発生したときは、直ちに事故報告書を提出しなければならない。

(2) 待機場所等の明示

異常発信の際、当該施設に概ね20分程度で赴くことができる具体的な措置（例えば、付近の某所に中継基地が設けてあること等）を書面にて明示すること。

13 損害賠償責任

損害賠償限度額は、一事故につき対人賠償・対物賠償、併せて一事故計10億円とする。ただし、受託者は、次に掲げる損害については一切責任を負わないものとする。

(1) 天変地異、その他不可抗力により生じた一切の損害

(2) 警報機器が正常に作動したにもかかわらず、受託者の責に帰することのできない事由で通信回線により送信が行われない状態にあったために生じた一切の損害

(3) 委託者の責に帰すべき事由により警報機器が正常に作動しなかったことにより生じた一切の損害

14 環境に関する配慮事項

別記1「特記仕様書（環境編簡易）」のとおり

15 下関市暴力団排除条例による措置

別記2「下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項」のとおり

16 委託料の支払い

委託料の支払は、月払いとする。ただし、令和7年3月分及び令和12年3月分については、日割り計算した額を支払うものとする。

17 その他

- (1) 警備業務の実施に当たり、この仕様書に定めのない事項について疑義が生じたときは、協議の上、決定するものとする。
- (2) 業務上知り得た事項を他に漏らさないこと。
- (3) 警備員は、受託者の指定する制服を着用すること。